

令和 8 年度

グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成
等支援事業）のうち
加工食品の輸出強化への支援委託事業

応募要領

令和 8 年 2 月

農林水産省大臣官房

新事業・食品産業部食品製造課

本事業は令和8年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

第1 事業名

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち
加工食品の輸出強化への支援委託事業

第2 契約の内容

1 契約限度額

60,012,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

2 契約予定件数

1件

3 契約期間

契約期間は委託契約締結の日から令和9年3月12日（金）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

第3 事業内容等

1 目的及び事業内容

仕様書のとおり。

2 その他

提案に際しては、以下に留意すること。

- (1) 最大限の効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。
- (2) 提案書には、スケジュール、充当する人員数、内容等、詳細に明記すること。
- (3) 受託者は、提案書に事業責任者、連絡担当窓口を明記し、隨時、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課担当職員（以下「担当職員」という。）との連絡が取れる体制を整備すること。

第4 応募資格

次の各号の全てに該当する者とする。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 3 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者。
- 4 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月17日26 経第879号大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 5 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していること。

6 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

第5 参加表明書及び提出書類に関する事項

1 参加表明書及び提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」（別紙様式第1号）により作成し、以下の（1）から（8）までの添付書類と併せて提出すること。

（1）企画提案書（別紙様式第2号）及びこれに付随する以下の書類

- ① 企画提案書の要約（エグゼクティブサマリ等）
- ② 過去に類似事業（主として加工食品の輸出に関する事業及びセミナー等の開催・運営をする事業等）の実績があれば、これに関する資料（様式任意）
- ③ その他参考となる資料

なお、企画提案書は表紙、目次等を含めA4版用紙50ページまでとする（A3版用紙1ページは、A4版用紙2ページ分として取扱う）。

（2）審査項目一覧

「審査項目一覧」（別紙様式3号）により作成すること。

- （3）積算内訳（別紙様式第4号）（再委託先の内訳を明記すること。）
- （4）業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
- （5）民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- （6）民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- （7）第4の3を証するものとして、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- （8）第4の5を証するものとして、GFP コミュニティサイトに登録していることが分かる書類の写し

2 提出期限及び提出方法

（1）提出期限

令和8年3月2日（月） 正午必着とする。

（2）提出方法

上記（1）までに原則、電子メールに整理番号【081506】を付して提出すること。

なお、郵便・信書便の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る（FAXは不可）。

3 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省 大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）

nousui_itakukeiyaku@maff.go.jp

（メール送信の際は上記「○」を「@」に置き換えてください。）

4 作成・提出に当たっての注意事項

（1）日本語で作成するものとする。

（2）1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。

- (3) 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。
また返還も行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第5号）について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第5号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。
- (6) 過去に実施した本事業は以下のリンクより確認できる。
- ・ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/bunkakai.html>
 - ・ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/bunkakai_kako.html

第6 応募する企画提案（企画提案書）の内容

1 事業実施体制

次の点について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等を明記すること。

- (1) 事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制
(2) 事業の準備から終了までの遂行体制

※再委託（委託事業の一部を第三者に委託、又は請け負わせることをいう。）を予定している場合には、軽微（事務的業務であって再委託する金額が委託費の限度額の50%以内であり、かつ、100万円以下）なものを除き、再委託先の事業者名、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託金額を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

【ア】 事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

【イ】 事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。

【ウ】 再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合は上記また書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。

【エ】 再委託先の業務が海外で行われる場合

【オ】 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

【カ】 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
なお、上記また書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【エ】～【オ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

2 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等

事業の目的（第3の1）を達成するために必要となる次の専門知識を有している根拠を明記すること。

- (1) 我が国の食品製造業の現状及び課題に関して専門的知識を有している根拠
- (2) 加工食品の輸出の現状及び課題の調査・分析並びに解決方法の提案に関し、調査力及び解析力並びにネットワークを有している根拠
- (3) GFP 加工食品部会におけるセミナー等の実施において、効率的かつ効果的な運営を行うことが可能な人員体制及びネットワークを有している根拠
- (4) 輸出額目標の達成に向けて、具体的な商流構築に結び付ける調整力及びネットワークを有している根拠

3 企画提案を求める項目及び具体的提案

事業の目的（第3の1）を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、次の点について具体的な企画提案を行うこと。

- (1) 仕様書第4の1について、調査の方法、項目及びその理由。
- (2) 仕様書第4の2、3、4について、運営・支援の方法、及びその理由。
- (3) 本事業を実施する際の波及効果及び検証方法（KPIの設定を含む。）。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを企画提案書に記載すること。

第7 応募要領の配布期間及び場所

- 1 配布期間 令和8年2月5日（木）～同年2月27日（金）（行政機関の休日を除く。）
- 2 配布時間 10：00～17：00
- 3 場所 農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）
TEL：03-6744-7162

なお、農林水産省ウェブサイトから印刷することも可能です。

第8 応募に係る説明会の開催

説明会については、以下の通り開催する。

- 1 開催日時 令和8年2月13日（金）16：00～18：00
- 2 場所 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部第5会議室（本館6階、ドア番号「本635」）
- 3 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（別紙様式第7号）を令和8年2月12日（木）正午までに下記担当宛に電子メールで提出すること。
(提出先)

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

s_kokusai@maff.go.jp

(メール送信の際は上記「○」を「@」に置き換えてください。)

第9 審査方法

- 1 提出された企画提案書について、「第10 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第6号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

- 2 審査については、非公開とする。

- 3 企画競争参加表明書の提出者は、以下の日時及び場所で開催する企画提案会に出席し、企画提案書の説明を行う。

日時：令和8年3月4日（水）14:00～16:00

場所：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部第6会議室（本館6階、ドア番号「本635」）

第10 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業目的（第3の1）の達成について判断するため、事業を確実かつ効率的・効果的に実施できるか、また、留意事項は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性（①安定性（組織の財政的基盤の安定性）、②透明性（運営の公開性、透明性の高さ））
- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等（③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。）、④実績（過去における類似・関連事業（主として加工食品の輸出に関する事業及びセミナー等の開催・運営を行う事業等）の実績が十分にあるか。））
- 3 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性（⑤整合性（現状の課題等を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。）、⑥具体性（目的達成のため具体的な事業実施内容か。））
- 4 実施方法の効率性（⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。））
- 5 経費配分の適正性（⑧綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。）、⑨費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか。））
- 6 期待される成果（⑩主体性及び実現性（主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか。））
- 7 波及効果（⑪継続性及び発展性（単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか、食品製造事業者等の連携等の波及効果は見られるか。））
- 8 ワーク・ライフ・バランス等の推進（⑫ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、(2) 次世代育成支援対策推進法、
(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。)

第 11 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね 2 週間以内に応募者に対し文書により通知することとする。

第 12 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

第 13 契約保証金の扱い

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

第 14 委託費の支払い方法

1 委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第 58 条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。

2 契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

第 15 実績報告書等の提出

受託者は、以下の（1）及び（2）を令和 9 年 3 月 12 日（金）までに農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課担当職員に提出すること。また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を 1 部提出すること。

（1） 事業実施報告書電子媒体（CD-R 又は DVD-R に保存したもの） 1 枚

（2） 事業実施報告書冊子 1 部

※納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

また、当該電子媒体に契約件名及び受託者名を表示（ケースは不可）すること。

第 16 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

第 17 その他

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他不明な点については、第18の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

第18 応募・照会窓口

【事業内容、応募要領全般について】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(別館4階、ドア番号「別411」)

TEL: 03-6744-2068

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班(本館1階、ドア番号「本135」)

TEL: 03-6744-7162

※受付曜日：月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間：10:00～17:00

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

企画競争参加表明書

令和8年度グローバル产地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業の企画競争に参加することを表明します。

○ 担当者

所属・役職

担当者氏名

電話番号

E-mail

(別紙様式第 2 号)

令和 8 年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち
加工食品の輸出強化への支援委託事業
企画提案書

令和 8 年〇月〇日
応募者の名称

(注意事項)

印刷時に A4 版カラーになるように作成し、特に大きな図面等が必要な場合には、原則として A3 版にて作成する。また、表紙、目次等を含め A4 版用紙 50 ページまでとする（A3 版用紙 1 ページは、A4 版用紙 2 ページ分として取扱う）。

目次

1	事業実施体制	
(1)	事業の実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制	・・・・・・・・・・・・P
(2)	事業の準備から終了までの遂行体制	・・・・・・・・・・・・P
2	事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等 を有している根拠	・・・・・・・・・・・・P
3	事業の実施計画	
(1)	加工食品部会の運営方法等	・・・・・・・・・・・・P
(2)	輸出に係る動向及び課題の調査・分析・解決方法の提案の方法等	・・・・P
(3)	セミナー等の開催の方法等	・・・・・・・・・・・・P
(4)	加工食品クラスターの育成の方法等	・・・・・・・・P
(5)	輸出事業計画の策定支援の方法等	・・・・・・・・P
4	事業の準備から実施及び報告書提出までのスケジュール	・・・・・・・・P

審査項目一覧

審査項目	提案書頁番号
実施体制の適格性	① 安定性（組織の財政的基盤の安定性）
	② 透明性（公開性、透明性の高さ）
知見・専門性及び類似・関連事業の実績等	③ 専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか）
	④ 実績（過去における類似・関連事業（主として加工食品の輸出に関する事業及びセミナー等の開催・運営を行う事業等）の実績が十分にあるか）
事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性	⑤ 整合性（現状の課題等を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか）
	⑥ 具体性（目的達成のための具体的な事業実施内容か）
実施方法の効率性	⑦ 計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか）
経費配分の適正性	⑧ 綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか）
	⑨ 費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか）
期待される成果	⑩ 主体性及び実現性（主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか）
波及効果	⑪ 繙続性及び発展性（単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか、食品製造事業者等の連携等の波及効果は見られるか）
ワーク・ライフ・バランス等の推進	⑫ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、（2）次世代育成支援対策推進法、（3）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。

(別紙様式第4号)

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち
加工食品の輸出強化への支援委託事業

区分	予算額	備考
人件費	円	A @ ○○○円 × **時間 = △△△円 B @ ○○○費 × **時間 = △△△円
事業費	○○○費	△△△円
	○○○費	△△△円
消費税等		
計		

- (注) • 再委託先の内訳を明記すること。
 • 必要に応じて、資料を添付すること。
 • 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
 • 備品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち取得価格が50,000円以上の物品）の購入は認めない。
 • 一般管理費及び率等を利用して経費を算出する場合は根拠となる資料を添付すること。ただし、一般管理費率は10%以内とすること。
 • 人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照すること。また、根拠となる資料を添付すること。
 • 消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第6号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

契 約 候 補 辞 退 届

令和8年度グローバル产地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業に関する契約候補について、〇〇〇〇の理由により、辞退します。

(別紙様式第7号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 御中

住 所
商号又は名称
代表者氏名

応募に係る説明会出席届

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち
加工食品の輸出強化への支援委託事業の応募に係る説明会への出席を希望します。
なお、説明会の出席者は、下記のとおりです。

記

所属・役職

出席者氏名

(※2名以上出席する場合は他〇名と記載すること。)

電話番号

メールアドレス

仕様書

第1 事業名

令和8年度グローバル产地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち
加工食品の輸出強化への支援委託事業

第2 事業目的

政府は、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定し、輸出の拡大に取り組んでいる。

また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出実行戦略」という）が改訂（※1）され、加工食品について、国・品目別に輸出額目標が設定された。

加工食品は、生鮮食品に比べて、賞味期限が長い上、季節変動が少なく、周年輸出がしやすい。さらに日本の高度な技術により輸出先国・地域の嗜好、生活スタイルに合わせて付加価値をつけて輸出することが可能であり、農林水産物・食品の輸出を拡大する上で、有望な分野である。一方、多様であるが故、農産物とは異なり添加物・表示・包材規制等に国・品目・製品ごとの対応が必要となっている。

このため、本事業では、2030年における輸出額の目標達成に向けて、農林水産物・食品輸出プロジェクト（以下「GFP」という）（※2）の加工食品部会を運営し、食品製造事業者等を対象に輸出先国・地域の規制（食品添加物・表示・包材）、現地ニーズ等の加工食品の輸出に係る動向及び課題の調査・分析を行うとともに、セミナー・合同相談会等において輸出に資する情報を共有することで、加工食品の更なる輸出拡大に貢献することを目的とする。（※3）

（参考）

※1 輸出実行戦略：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-43.pdf>

※2 GFP：<https://www.gfp1.maff.go.jp/>

※3 これまでの輸出額：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html

第3 事業実施における基本的な考え方

- 1 食品製造事業者等が、輸出先国・地域における食品のトライアルとリピート購入につなげるため、商流構築に向けた具体的な情報発信を強化する。
- 2 輸出先国・地域の規制や市場状況、最新のトレンド、輸出スキルの基盤強化など、セミナーの聴講者に役立つ情報を提供する。
- 3 過去の加工食品部会でのセミナーの内容を踏まえ、食品製造事業者等の輸出取組に資するよう内容の充実を図る。
- 4 特に輸出拡大に寄与することが見込まれる中堅企業に対して、本事業のセミナーや合同相談会等への参加を促し、2030年の輸出額目標に向けて輸出取組の加速化を図る。

第4 事業内容

受託者は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課担当職員（以下、監督職員）と協議の上、以下の1から4の事業を実施すること。

1 輸出に係る動向及び課題の調査・分析、解決方法の提案

加工食品の輸出状況を詳細に把握するため、以下の内容を実施すること。

（1）重点品目（※）及びその他品目における輸出先国・地域別の輸出動向及び課題の分析

①重点品目ごとの輸出動向及び課題について、主要な食品製造事業者3社以上にヒアリングを行うこと

②グルテンフリー、プラントベースフード等の今後輸出拡大が見込まれる品目の輸出動向及び課題について、主要な食品製造事業者3社以上にヒアリングを行うこと。

③主要な輸出先国・地域における加工食品の輸出動向及び課題について、国内商社3社以上、現地流通事業者（インポーター、ディストリビューター、現地系スーパー等）3社以上に、それぞれヒアリングを行うこと。

④その他、事業内容の2で実施するセミナーにおける必要な情報を収集するためのヒアリングを実施すること。

⑤上記①から④による食品製造事業者等へのヒアリングのほか財務省貿易統計等の輸出動向情報や関税率等に基づき、重点品目及びその他品目の輸出の現状と今後の伸長見込み等について分析すること。（輸出の現状については、上半期及び年間の輸出実績の公表に向けて分析結果を報告すること）

（2）上記（1）の①から⑤を踏まえた解決方法の提案

（1）の⑤による分析結果を踏まえ、今後の輸出拡大に向けた解決方法の提案を行うこと。

※食品製造課が所管する輸出重点品目

令和7年12月31日時点では、味噌・醤油、清涼飲料水、ソース混合調味料、菓子

2 セミナー等の開催

過去にGFP加工食品部会で実施したセミナー（※）を参考の上、加工食品の輸出を促進するため以下（1）から（5）をテーマにして、セミナーの開催及び各セミナーの内容に対応した相談会や商談会等による商流構築や課題解決の機会提供等を3回以上実施すること。

なお、セミナーの開催形式は対面かオンラインかを問わないが、輸出に関わる事業者同士の強いネットワーク構築のためにも最低1回は対面にて開催すること。

また、（1）から（5）のテーマ間にまたがる内容構成も可とし、詳細な開催時期及び内容は監督職員と協議の上、決めるものとする。

（参考）令和7年度における各セミナーの最大同時視聴者数：約300名

また、セミナーや合同相談会等を開催するにあたって、外部有識者等に講演依頼をするときには謝金及び旅費を支払うものとする。ただし、当該者が受け取らない意思を示した場合にはこの限りではない。

※（参考）過去に実施したセミナー

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/bunkakai.html>

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/bunkakai_kako.html

(1) 重点品目の輸出拡大

重点品目の輸出拡大に向けたセミナー及び相談会等（輸出先国・地域別の輸出動向、有力な輸出先国等）

(2) 輸出商流の構築強化

加工食品の輸出商流の構築に向けたセミナー、支援プログラム及び相談会等（販路開拓に向けた商談の進め方、商社、インポーター、ディストリビューター等中間流通業者との付き合い方、現地小売、飲食店等への販路開拓等）。

(3) 現地ニーズ、トレンドを踏まえた輸出取組強化

主要な輸出先国・地域におけるニーズ、トレンド等を踏まえた加工食品の輸出機会の創出に関するセミナー及び相談会等（現地生活者の有望ターゲット、ニーズ把握、マーケティング戦略立案、新たなウォンツ等の把握等）。

(4) 賞味期限、食品添加物、包材等の規制・条件への対応

輸出先国・地域における賞味期限、食品添加物、包材、表示、物流等の規制・条件（国際認証、デファクトスタンダードや慣例を含む）に対応するためのセミナー及び相談会等。

(5) 輸出先国の多角化等の対応

輸出先国の政情変化によるリスクに備えた輸出先国の多角化等の対応ためのセミナー及び相談会等。

3 加工食品クラスターの育成

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携し、個社単独で取り組むには難しい加工食品のPR、テストマーケティング、輸出入人材育成等に共同して取り組む加工食品クラスター（※）の育成のため、以下の（1）及び（2）の内容を実施すること。

※https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou_cluster.html

- (1) 組成済の加工食品クラスターの取組の支援を行うとともに、地方農政局等が実施している地域の加工食品クラスター育成のための意見交換会（オンラインを含む。）等に対し、必要に応じて運営のサポート（会場費等を含む。）を行うこと。
- (2) 組成済の加工食品クラスターについて、監督職員と事前に対象を整理・調整の上、他の食品製造事業者等への参考となるよう事例集等の形式で作成（更新）及びその取りまとめを行うこと。

4 輸出事業計画の策定支援

食品製造事業者等が輸出事業計画（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条で規定する計画）の策定をする際の支援及び策定・認定状況の進捗管理を行うこと。

（参考）令和7年度における策定支援見込み件数：約14件

第5 事業期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする。

第6 成果品等

本委託事業について、受託者は令和9年3月12日（金）までに、事業実施報告書を取りまとめ、以下の（1）及び（2）を提出すること。

なお、報告書の取りまとめに当たっては必要に応じて関係企業等に公表の可否等を確認するとともに、記載事項の出典や根拠を明示することに留意する。

（1） 報告書（紙媒体）1部

（2） 電子媒体（CD-Rに保存したもの（報告書の内容に係るバックデータや写真ファイル等を含む。））1枚

※納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベル等を添付して提出すること。

第7 事業実績報告書

受託者は、本事業を終了したとき（本事業を中止、又は廃止したとき含む。）は、別に定める委託事業実績報告書1部を提出すること。

なお、提出期限は令和9年3月12日（金）までとする。

第8 成果品及び委託事業実績報告書の提出先

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（農林水産省別館4階ドアNo.別411）

第9 委託事業内容の変更

事業を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、監督職員と協議の上、必要に応じて、委託契約書に則った手続きを行うものとする。

- （1） 仕様書に記載されている委託事業内容を変更しようとする場合
- （2） 天災地変及びその他やむを得ない事由（実施国における社会的条件を含む。）により、仕様書に記載されている委託事業内容を実施することが困難と考えられる場合

第10 環境関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたり、環境に過度の負荷を与えないよう以下の1及び2の取組を実施すること。

1 主な環境関係法令の遵守

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）や国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）等の関連する環境関係法令を遵守すること。

2 環境関係法令の遵守以外の事項

新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、みどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての

事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、1つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第11 その他

- 1 受託者は、企画提案書のとおり事業を実施すること。
- 2 提案書には、調査手法、スケジュール、充当する人員数及び延べ人員数等を詳細に明記すること。
- 3 受託者は、事業責任者、連絡担当窓口を明確にし、隨時、監督職員と連絡が取れる体制を整備すること。また、これらの者の交代や役割変更などが発生する場合は、速やかに監督職員に連絡を行うこと。
- 4 監督職員は、必要に応じて、受託者と協議を行うものとし、受託者は当該協議を踏まえ、事業を実施すること。
- 5 受託者は、原則毎月2回、事業の進捗状況や今後の取組方針等について、監督職員と打合せを対面、オンライン、書面等で実施すること。
- 6 受託者は、業務進行状況等の報告を監督職員の求めに応じて行うこと。
- 7 受託者は、監督職員の指示や協議事項を踏まえ、事業内容の調整等を行うこと。
- 8 受託者は、令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうちGFPの活動取組の強化（輸出・国際局輸出支援課担当）の取組内容と重複しないようにし、業務の内容を変更する必要が生じたときは監督職員と協議すること。
- 9 受託者は、本事業により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。なお、調査内容を使用する場合には、事前に使用する情報の範囲及び使途を明確にした上で、農林水産省の許可を得ることとする。
- 10 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法令の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。
- 11 本事業における人件費の算定にあたっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って算定すること。
- 12 受託者は、事業の実施にあたって再委託を行う場合は、再委託先及び再委託金額について、別に定める再委託申請書に記載し、農林水産省に提出の上、承認を得ること。承認を得ない限り、再委託を行ってはならない。
- 13 一括再委託並びに総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務の再委託

は禁止する。

- 14 受託者は、委託業務により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、著作物の引き渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省及び農林水産省が許可した者の行為については、著作者人格権を行使しないものとする。
- 15 受託者は、第三者が権利を有する著作物を活用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権の取扱に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこととする。
- 16 受託者は、農林水産省が著作物を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受託者と協議してその利用の取り決めをするものとする。
- 17 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権等及び肖像権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- 18 受託者は、この事業の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要が生じたときは監督職員と協議すること。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を發揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ （ ） ） ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、 その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{※1} \times \text{直接作業時間数}^{※2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (1\text{月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重

複計上されていないか確認すること。

＜受託単価による算定方法＞

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができます。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面

で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

- ・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

- ・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課			役職 ○○○○			氏名 ○○ ○○			時間外手当支給対象者か否か											
時 日	0	…	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1				↔	↔															A(3h)○○検討会資料準備 B(5. 25h)○○調査打ち合わせ
2				↔	↔			↔	↔											A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ
3				↔	↔			↔	↔	↔										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
4				↔	↔															A(9. 5h)○○調査現地調査
5				↔	↔			↔	↔											A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
.																				
30																				
31																				
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○			A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業												合計 A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)					

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることが

ないよう適切に管理すること。)。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日付け7予第1942号）

（施行期日）

1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。

（経過措置）

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

委託契約書（案）

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 瓦（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

【契約の相手方が共同事業体の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 瓦（以下「甲」という。）と■■共同事業体（以下「乙」という。）の構成員を代表する法人□□□□代表●●は、令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- (1) 委託事業名 令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月12日

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委

託承認申請書（別紙様式第2号）に必要事項を記載して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならぬ。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（再委託の制限の例外）

- 第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることが出来るものとする。
- (1) 再委託する業務が海外で行われる場合
 - (2) 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
 - (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- 2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

（監督）

- 第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
 - 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

- 第8条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを

含む。) は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第3号)を甲に提出するものとする。

(検査)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書(別紙様式第4号)を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書(別紙様式第3号)の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式第4号)を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となつたときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第5号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委

託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第6号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（契約の解除等）

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなつたときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条

- の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第3条（公正な入札（又は見積）の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を使用しないものとする。

- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用について費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の

紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(著作権等の利用)

第26条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(委託事業の調査)

第27条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第28条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第29条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第30条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

第31条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第32条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第34条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（再委託の条件）

第35条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第31条から第34条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（疑義の解決）

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田 瓦

受託者（乙） 住 所
氏 名

（注）電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

委託事業計画書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、事業を実施する。

イ 事業内容

仕様書のとおり。

ウ 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月12日

エ 担当者

オ 報告の方法

仕様書のとおり。

2 収支予算

収入の部

区分	予算額	備考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額○○円
計		

支出の部

区分	予算額	備考
計		

(注) 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費(再委託費を除く)の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。なお、確定額については、委託事業に係る計画額（予算額）又は実支出額のいずれか低い額とする。

備品(原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものうち取得価格が50,000円以上の物品)の購入は認めない。

3 再委託先等

氏名又は名称	住所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(別紙様式第2号)

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への
支援委託事業再委託承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 再委託金額

5 個人情報の取扱いに関する事項

6 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額（限度額を含む。）を特定できない事情がある場合には、その理由を記載すること。
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に準じて、報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への
支援委託事業実績報告書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

官署支出官

農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

（受託者）

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第8条の規定により、その実績を報告します。
(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

1 事業の実施状況

- ア 事業内容
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区分	精算額	予算額	比較 増 減		備考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額○○円
計					

支出の部

区分	精算額	予算額	比較 増 減		備考
			増	減	
計					

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(別紙様式第4号)

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への
支援委託事業委託費概算払・精算払 請求書

番 号
年 月 日

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業について、下記により、委託費
金 円也を、 概算払・精算払 により支払われたく請求します。

記

区分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への
支援委託事業中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

（受託者）

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業について、下記により中止（廃止）したいので、
委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の事業実施状況
 - ア 事業について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は廃 止）に伴う 不 用 額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第6号)

令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化
への支援委託事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度グローバル産地づくり推進事業（コミュニティ形成等支援事業）のうち加工食品の輸出強化への支援委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。